相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市千倉町瀬戸二八一一番地四、最後の住所千葉県成田市西三里塚一番地一三〇五エーデルワイス二〇一

被相続人　亡　小山　健治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号　袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　佐藤　瞳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区東五反田二丁目一五番、最後の住所東京都大田区東六郷一丁目一七番一七号富士屋荘二〇八

被相続人　亡　玉木　正則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

東京都千代田区二番町三番地五麹町三葉ビル四階　半蔵門総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉田　秀平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県臼杵市大字市浜三九〇番地一〇、最後の住所東京都練馬区高松三丁目三番二―六〇一号

被相続人　亡　河野　和枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

東京都港区西新橋一―二〇―三虎ノ門法曹ビル三〇二グローブ総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　犀川　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市開智三丁目四一〇番地、最後の住所東京都品川区南大井六丁目四番六―四二二号

被相続人　亡　安江　敬典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

事務所東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町ファーストスクエアイーストタワー三階三浦法律事務所

相続財産清算人　弁護士　池村　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市河芸町千里ヶ丘六〇番地六、最後の住所東京都板橋区西台三丁目四四番二号ビラベルウッド一〇一

被相続人　亡　泉　明佑

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

東京都中央区銀座一丁目七番六号銀座河合ビル五階新都市総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　渡邊　慎一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区旭丘一丁目六番地、最後の住所東京都練馬区旭丘二丁目一一番一号

被相続人　亡　石井　俊明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

東京都港区虎ノ門一丁目一番二〇号虎ノ門実業会館九階スカイ総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　文屋　秀俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市中央区田名六二〇三番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区清新五丁目二三番六号メゾン・ド・ラポール一〇一

被相続人　亡　佐野　正信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

神奈川県相模原市中央区相模原六丁目二二番九号朝日相模原ビル二〇二

弁護士法人フォースクエア法律事務所

相続財産清算人　弁護士　松本　秦吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市八重咲町一五番地四、最後の住所神奈川県平塚市見附町四六番三一―二〇六号　ライオンズマンション平塚見附町第二

被相続人　亡　高橋　隆三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

神奈川県平塚市紅谷町三番三号　本陣ビル二階　湘南平塚法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大木秀一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市中原二丁目一一番、最後の住所神奈川県平塚市中原二丁目一一番八号

被相続人　亡　久野　嘉藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

神奈川県平塚市紅谷町二番一四号　一剣浜大門ビル三階　平塚総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小澤　敦史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上高井郡高山村大字高井二〇二三番地、最後の住所長野県上高井郡高山村大字高井七四三番地一　被相続人　亡　勝山　一二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

長野市青木島一丁目三―三　小池ビル二階　冨沢・北村法律事務所

相続財産清算人　弁護士　北村　純子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市踏入二丁目五九九番地、最後の住所長野県上田市踏入二丁目八番一九号

被相続人　亡　松村　勝幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

長野県上田市中央六丁目一四番六号

相続財産清算人　弁護士　清水　智弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県中野市大字中野一五七五番地、最後の住所長野県中野市大字中野一五七五番地

被相続人　亡　小古井義治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

長野県長野市大字南長野南県町一〇〇一番地三ロワール丸ビル三〇三りんご法律事務所　相続財産清算人　弁護士　秋山　英範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市岩村田五九七番地、最後の住所長野県佐久市瀬戸一二三九番地一

被相続人　亡　戸塚　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

長野県佐久市中込二番地三

相続財産清算人　司法書士　髙　裕次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市新町二丁目三二番地、最後の住所岐阜県大垣市新町二丁目三二番地

被相続人　亡　古田　満子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

岐阜県大垣市神田町一丁目六一番地けやきＨＩＬＬＳ一〇六　いとう総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大倉　範子